

第6期福生市地域福祉計画<50項>

基本目標1 地域活動を支える担い手づくり

(1)地域に目を向け参加・参画する人の増加

資料5

No.	事業・施策	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)	計画(令和4年度)	所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	具体的な計画など	
1	市民の主体的福祉活動への支援	市民の主体的な福祉活動は、地域の福祉力を高めるうえでの不可欠な活動であることから、地域住民の主体性と創造性・開拓性を尊重しながら、効果ある活動のための支援を行います。	福祉活動の担い手となる市民を発掘・養成するために、関係機関や庁内部署と連携し、地域福祉活動を普及啓発する事業等を実施します。			福祉保健部 (社会福祉課)
			障害者等に係る市民の主体的な福祉活動があった際には、必要に応じて支援に努めます。			(障害福祉課)
			広報紙を発行し、啓発に努めるとともに市民活動講座を開催します。			(介護福祉課)
			市民等からなる「健康づくり推進員」と連携するため、健康づくり推進員会議を毎月実施し、健康づくりに関するPR活動や意識啓発活動を推進していくための支援を実施します。			(健康課)
2	ボランティアの担い手支援	社会福祉協議会等関係機関と連携し、地域福祉の担い手となるボランティア等の活動を支援します。	ボランティア活動推進事業補助金を交付します。			介護福祉課
			市民活動に関する情報提供や講座等を実施し、活動を支援します。			協働推進課

No.	事業・施策	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)	計画(令和4年度)	所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	具体的な計画など	
3	地域リーダーの育成と市民参加の促進	福祉活動を担うリーダーを育成し、市民参加の促進を図ります。	福祉関連講座を1コース実施します。			公民館
4	市民活動の機会づくりの支援	ボランティア、NPO等、市民活動団体の相互交流と活動の促進を図るため、活動の機会づくりを支援します。	活動団体の相互交流や発表の機会を提供し、市民活動の促進を図ります。			協働推進課

第6期福生市地域福祉計画<51~52項>

基本目標1 地域活動を支える担い手づくり

(2)NPO・ボランティア活動等の支援

No.	事業・施策	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)	計画(令和4年度)	所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	具体的な計画など	
1	小地域福祉活動等への支援	高齢者や障害のある人、児童等を対象とした地域での見守り活動、「ふれあいいきいきサロン」、「子育てサロン」等地域の憩いの場づくり、交流の場づくりなど、社会福祉協議会が推進している小地域福祉活動を支援していきます。	福祉活動専門員補助金を交付します。			介護福祉課
2	民生委員・児童委員への支援と協働活動の推進	相談・情報の提供、サービス利用支援、実態調査などの活動を強化していくため、民生委員・児童委員の活動を支援し、また、必要に応じて協働活動を展開します。	民生委員・児童委員協議会における会議や研修会の運営を支援し、民生委員・児童委員の日活動強化週間の行事においては協働により、活動を支援します。			社会福祉課
3	社会福祉法人、NPO等への支援	地域福祉を推進するため、社会福祉法人、NPO等への支援に努めます。	社会福祉法人に対する指導検査は、感染症対策に配慮しながら実施し、より良いサービスと適切な運営の確保ができるよう努めます。			福祉保健部 (社会福祉課)
			地域福祉を推進するため、必要に応じて社会福祉法人、NPO等への支援に努めます。			(障害福祉課)
			地域福祉推進事業補助金を交付します。			(介護福祉課)
			社会福祉法人、NPO等への支援に努めます。			子ども家庭部 (子ども育成課)

No.	事業・施策	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)	計画(令和4年度)	所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	具体的な計画など	
3	社会福祉法人、NPO等への支援	地域福祉を推進するため、社会福祉法人、NPO等への支援に努めます。	子育て支援のため、子育てサークル(利用登録団体)に子育て地域活動室の貸出を行います。			(子ども家庭支援課)
			NPO法人等への情報提供や活動状況の情報発信を行い、活動を支援します。			協働推進課
4	障害者団体活動への支援	障害者団体に活動促進のため、レクリエーション、行事等の活動を支援します。	障害者団体に補助金を交付して、障害者の社会参加を支援します。			障害福祉課
5	シルバー人材センターへの支援	公益社団法人福生市シルバー人材センターに運営に関する補助金を交付し、高齢者の就業を促進します。	各種イベント等でセンター事業を広報し、会員と受託件数の増加を図ります。			介護福祉課
6	健康づくり推進員活動の支援	市民の健康づくり事業を企画・立案して健康増進を推進する「健康づくり推進員」を配置し、市民による主体的な健康づくり事業の展開を支援していきます。	ラジオ体操事業、心の健康出前講座等市民へ向けた活動の推進を図ります。			健康課
7	シルバーボランティア活動の促進	高齢者の能力活用や生きがいの高揚のため、ボランティア活動への啓発に努めます。	市内の介護施設で介護サポーターとして、ボランティア活動に参加することでポイントが付与され、ポイント数に応じて交付金を交付します。 目標:登録者数 53人			介護福祉課

第6期福生市地域福祉計画<53項>

基本目標1 地域活動を支える担い手づくり

(3)地域の活動基盤の充実

No.	事業・施策	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)	計画(令和4年度)	所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	具体的な計画など	
1	町会・自治会等への支援と協働活動の推進	地域福祉の担い手となる町会・自治会等、地域の団体の組織・活動の発展のために必要な支援を行い、また、必要に応じて協働活動を展開します。	32町会・自治会に補助金を交付します。			協働推進課
2	健康まつりの開催	各種団体からの協力により、「健康まつり」の充実を図ります。	健康まつりについては、コロナウイルス感染症に配慮しながら実施します。			健康課
3	市民の自主的なコミュニティづくりへの支援	地域福祉の増進及び地域の活性化を図るため、市民の自主的なコミュニティづくりを支援します。	32町会・自治会に交付金を交付します。			協働推進課

第6期福生市地域福祉計画<54~55項>

基本目標2 支援が必要な人を支える地域づくり

(1)顔の見える関係づくりと健康づくりの推進

No.	事業・施策	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)	計画(令和4年度)	所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	具体的な計画など	
1	健康づくりの推進	「健康ふっさ21」の基本方針に基づいて、健康づくりのための活動を推進します。	健康ふっさ21(第2次)計画に基づき、事業を推進します。			健康課
2	健康教育の充実	医師、歯科医師等による講演会、栄養士、保健師による講習、指導・助言など、健康教育の充実を図ります。	運動や食事の集団指導を行い、若い世代からの健康づくりの意識啓発をおこなうため健康教室を開催する。			健康課
3	こころの健康づくりの推進	保健所、社会福祉協議会等関係機関と連携し、各種相談窓口等で情報提供などを図り、こころの健康づくりを推進します。	メンタルヘルスの問題に対し、気軽に相談できる窓口の周知や自身や家族等のストレスチェック等ができるシステムの運用を行う。			健康課
4	民生委員・児童委員への支援と協働活動の推進(再掲)	相談・情報の提供、サービス利用支援、実態調査などの活動を強化していくため、民生委員・児童委員の活動を支援し、また、必要に応じて協働活動を展開します。	民生委員・児童委員協議会における会議や研修会の運営を支援し、民生委員・児童委員の日活動強化週間の行事においては協働により、活動を支援します。(再掲)	(再掲)	(再掲)	社会福祉課

第6期福生市地域福祉計画<56~57項>

基本目標2 支援が必要な人を支える地域づくり

(2)地域におけるセーフティネットの構築

No.	事業・施策	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)	計画(令和4年度)	所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	具体的な計画など	
1	見守りネットワークづくり	ひとり暮らしの高齢者などを地域で見守るネットワークづくりを進め、確立します。	見守り活動の周知に努めます。			介護福祉課
2	虐待防止のネットワークづくり	関係機関と連携し、児童や高齢者、障害のある人への虐待の防止と早期発見・早期対応に努めます。また、関係機関との連携による虐待防止のネットワークづくりを進めます。	関係機関と連携し、虐待の防止、早期発見・早期対応に努めます。			障害福祉課
			高齢者虐待防止連絡会議を実施します。緊急性のある案件が発生した場合は虐待対応ケア会議にて対応方法を検討します。			介護福祉課
			要保護児童対策地域協議会を活用し、児童虐待の未然防止に努めます。また、必要に応じて関係機関と連携し、支援を行います。			子ども家庭支援課
3	生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者に対し、就労などの自立に関する相談支援や、支援事業利用のためのプラン作成等を行います。	生活困窮者に対し、就労支援や必要な情報の提供、助言を行っていきます。			社会福祉課
4	住居確保給付金の支給	離職により住宅を失った又はそのおそれがある生活困窮者などに対し家賃相当の住居確保給付金を支給します。	住居確保給付金の支給により、常用就職に向けた支援を行っていきます。			社会福祉課

No.	事業・施策	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)	計画(令和4年度)	所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	具体的な計画など	
5	生活困窮者支援事業の推進	家計相談支援事業(家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等)、学習支援事業(生活困窮家庭の子どもへの学習支援や保護者への進学助言等)など、生活困窮者への支援事業の充実を図り、推進します。	生活困窮家庭の子どもに対して、学習支援事業を実施し、学習支援及び居場所の提供を行います。			社会福祉課
6	学童クラブ・保育所等の充実	学童クラブや保育所等について、施設整備等を推進し、家庭で保育ができない保護者を支援します。また、学童クラブ・保育所等においては、継続して待機児童ゼロを目指します。	施設整備や大規模修繕を行う保育園に財政的な支援を行います。 また、利用定員の適正化を図りながら、引き続き待機児童ゼロを目指します。 学童クラブについては、ふっさっ子の広場との一体型事業を実施し、事業の充実を図ります。			子ども育成課

第6期福生市地域福祉計画<58~59項>

基本目標2 支援が必要な人を支える地域づくり

(3) 人権尊重と権利擁護の充実

No.	事業・施策	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)	計画(令和4年度)	所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	具体的な計画など	
1	学校教育における福祉教育	東京都教育委員会『人権教育プログラム』に基づき、総合的な学習の時間や特別活動における体験学習や障害のある人との交流学习、高齢者などから学ぶ地域文化の伝承学習などを通しての福祉教育の実施に努めます。	高齢者や障害のある人を学校に招いたり、児童・生徒が地域の高齢者や障害のある人とふれあったりする機会を全校で計画し交流促進を図ります。			教育指導課
2	社会教育における福祉教育	「心のバリアフリー」等や「互いに支え合い、共に生きることができる社会」等の実現をめざし、福祉教育の実施に努めます。	知的障害者の青年(成人)学級を実施し、参加者、スタッフ等を含め、ともに生きる地域社会の実現に向け、活動を展開していきます。			公民館
3	権利擁護・成年後見制度等の利用促進	判断能力が十分でない人も地域で安心して暮らすことができるよう、相談体制等の整備や権利擁護・成年後見制度等の利用促進に努めます。	成年後見制度の中核機関として、「成年後見センター福生」の運営業務を福生市社会福祉協議会へ委託します。			社会福祉課
			判断能力が十分でない障害者が地域で安心して暮らすことができるように、「成年後見センター福生」へつなげるよう支援を行います。			福祉保健部 (障害福祉課)
			成年後見制度に関わる研修会等を実施します。			(介護福祉課)
			支援対象者に対し、必要に応じて権利擁護や成年後見制度の説明をし、利用促進を図ります。			子ども家庭部 (子ども家庭支援課)

No.	事業・施策	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)	計画(令和4年度)	所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	具体的な計画など	
4	「社会を明るくする運動」の推進	犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築くための全国的な運動である「社会を明るくする運動」を推進します。	「社会を明るくする運動」福生地区推進委員会を開催し、推進委員の構成員である24団体から出席を募ります。また、強調月間である7月には、保護司、市立中学生徒と協働で「駅頭啓発活動」を実施し、啓発グッズの配布により広報活動を行います。			社会福祉課

第6期福生市地域福祉計画<60~61項>

基本目標2 支援が必要な人を支える地域づくり

(4)安全安心な地域づくりの推進

No.	事業・施策	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)	計画(令和4年度)	所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	具体的な計画など	
1	安全安心なまちづくりの推進	犯罪防止のための地域における自主的な活動の推進、学校等における安全の確保等総合的に施策を展開し、市民が安心して生活できる環境の整備を図ります。	32の町会・自治会による防犯パトロールを実施していきます。			防災危機管理課
			全校において、東京都教育委員会「安全教育プログラム」に基づき、児童・生徒に犯罪等の危険を予測し回避する能力や、他者や社会の安全に貢献できる資質や能力の育成を図ります。			教育指導課
2	子どもを守るための活動の推進	防犯講習会等を通して、犯罪に関する市民への情報提供に努め、関係機関・団体との情報交換、防犯ボランティアによるパトロール活動、「こども110番の家」事業など、子どもを守るための活動を進めます。また、児童の登下校中の安全を確保するため、地域のボランティアの方の協力とシルバー人材センターに委託して見守りを実施するとともに、これらの取組を補うため、防犯カメラを設置して、見守り体制を整備します。	関係機関等との連携強化による地域での活動の推進や地域住民、商店街等の協力による「こども110番の家」事業などを推進していきます。			防災危機管理課
			シルバー人材センターへ委託して児童の登下校時に通学路の見守り及び巡回を行います。また、各小学校の通学路点検にスクールガードリーダーも参加して実施します。			教育総務課
3	交通安全教育の推進	地域や団体、事業所等における交通安全思想の普及・徹底を図り、学校等での交通安全教育を推進します。	講習会を開催し広く市民へ交通安全思想の徹底を図ります。また高齢者向けの講習会、小中学生向けの交通安全教室等世代ごとの交通安全教育を交通安全推進委員会、福生警察署の御協力のもと実施していきます。			道路下水道課
4	訪問販売等悪質商法取引等への対応	訪問販売等悪質商法取引等による被害を防止するとともに、購入契約等を結んでも解約できることや相談体制があることを、高齢者世帯等に周知します。	振り込め詐欺等に有効な自動通話録音機を購入(シティセールス推進課)し、市民への貸し出しを継続的に行います(安全安心まちづくり課)。また、被害防止に欠かせない「見守り」についての啓発を実施します。			シティセールス推進課

No.	事業・施策	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)	計画(令和4年度)	所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	具体的な計画など	
5	救急通報システムの整備	ひとり暮らし等の高齢者、在宅重度身体障害者及び難病患者等に専用通信機と無線発報器を貸与することにより、緊急事態に陥ったとき消防庁へ通報するとともに、地域の協力員の援助を受け、救急車による病院への搬送に対応します。	広報、ホームページ、ガイドブック、相談支援事業等により周知を図ります。			障害福祉課
			広報紙や高齢者福祉のパンフレット等で周知します。			介護福祉課
6	住宅火災通報システムの整備	救急通報システム機器に住宅用火災警報器を接続することにより、火災の発生を東京消防庁に自動通報するシステムを、ひとり暮らし等の高齢者及び18歳以上でひとり暮らしの重度心身障害者宅に設置します。	広報、ホームページ、ガイドブック、相談支援事業等により周知を図ります。			障害福祉課
			広報紙や高齢者福祉のパンフレット等で周知します。			介護福祉課
7	自主防災組織への支援	「福生市地域防災計画」に基づき、地域住民による自主防災組織が行う消火・救援活動を支援するため、技術的指導や資機材の整備助成等に努めます。	運営費補助金を交付し、自主的な活動を支援します。			防災危機管理課

No.	事業・施策	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)	計画(令和4年度)	所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	具体的な計画など	
8	避難行動要支援者への支援	高齢者や障害のある人の中には、災害時に自力で避難できない人や、家族がいる場合でも日中は一人で過ごしている人もいるため、自主防災組織など地域住民をはじめ、民生委員・児童委員、消防署や消防団、警察署、社会福祉協議会などと連携・協力し、非常時の対応を図っていきます。	個人情報の更新、制度の周知、登録の推奨を行い、災害時に備えます。			防災危機管理課
			民生委員・児童委員協議会と協議し、避難行動要支援者の避難が円滑にできるよう、支援します。			福祉保健部 (社会福祉課)
			「障害者のための災害時避難行動マニュアル」や「災害時の避難誘導 障害者を支援する時のポイント」をホームページで周知するとともに、窓口配布等を行います。			(障害福祉課)
			避難行動要支援者が速やかに避難できるよう関連機関と連携・協力します。			(介護福祉課)
9	建築物の整備	学校も含め、市建築物のバリアフリー整備を進めます。	個別施設計画に記載されているユニバーサルデザイン化の推進方針を踏まえ、施設の更新や今後の改修に合わせて、バリアフリー整備を推進します。			施設所管課 (行政管理課)
			本年度中は計画の対象となる整備の予定はございませんが、日常、庁舎やもくせい会館内の点検を実施し、破損箇所や支障になる箇所を把握し、維持管理に努めます。			(契約管財課)

No.	事業・施策	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)	計画(令和4年度)	所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	具体的な計画など	
9	建築物の整備	学校も含め、市建築物のバリアフリー整備を進めます。	本年度中には計画の対象となる事業が行われる予定はありません。 対象となる事業が行われる際には、本計画の内容に基づき実施できるよう課内で周知徹底を図り、整備等をする必要のある個所がないかの状況把握を行います。			[環境課] (リサイクルセンター係)
			福東会館のバリアフリー設備の維持管理を実施します。			(協働推進課)
			バリアフリー対応となっているれんげ園の維持管理に努めます。			(障害福祉課)
			【福祉センター】 本年度中には計画の対象となる事業が行われる予定はありません。 対象となる事業が行われる際には、本計画の内容に基づき実施できるよう課内で周知徹底を図ります。			(介護福祉課)
			保健センター内を点検し、バリアフリー推進計画に基づく整備等をする必要のある個所がないかの状況把握を行います。			(健康課)
			安心安全な建物管理に努めます。			(子ども家庭支援課)

No.	事業・施策	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)	計画(令和4年度)	所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	具体的な計画など	
9	建築物の整備	学校も含め、市建築物のバリアフリー整備を進めます。	市営住宅においては、既設のバリアフリー設備の適切な維持管理に努めます。 福生駅西口再開発事業においては事業者選定にあたり、「バリアフリー法」、「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」等を遵守する旨を記載した要求水準書を選定審査委員会事務局へ送付します。			(まちづくり計画課)
			学校施設については、各小中学校及び施設公園課と連携し、バリアフリー対応となっているところの維持管理を行います。 また、バリアフリー整備が行えていない場所については、大規模改修時等に一体的な整備を行います。			(教育総務課)
			平成29年度に建築した防災食育センターはバリアフリー対応です。今後良好な維持管理に努めます。			(教育支援課)
			本年度中には計画の対象となる事業が行われる予定はありません。 対象となる事業が行われる際には、本計画の内容に基づき実施できるよう課内で周知徹底を図ります。 また、本計画に基づく整備等をする必要のある個所がないかの状況把握を行います。			(生涯学習推進課)
			本年度中には計画の対象となる事業が行われる予定はありません。 大規模改修など対象となる事業が行われる際には、本計画の内容に基づき検討してまいります。			(スポーツ推進課)
			施設のバリアフリー化について、市の公共施設等改修計画に沿って対応していきます。			(公民館)

No.	事業・施策	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)	計画(令和4年度)	所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	具体的な計画など	
9	建築物の整備	学校も含め、市建築物のバリアフリー整備を進めます。	中央図書館改良事業の実施設計において、設計業者や施設公園課と本計画の内容に基づく整備を協議します。			(図書館)
			中央図書館改良工事を実施するにあたり、必要なバリアフリーの内容を踏まえるよう、設計委託業者と調整します。			施設公園課 《建築営繕グループ》
10	バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進	職員がバリアフリー、ユニバーサルデザイン等についての共通認識を持ち、本計画や『福生市バリアフリー推進計画』に基づいて全庁を挙げてバリアフリー・ユニバーサルデザイン等を推進します。	全庁を挙げてバリアフリー、ユニバーサルデザイン等を推進するため、全課各職員に対して、『第4期福生市バリアフリー推進計画』の内容等について周知、徹底するよう協力を促します。			全課 (社会福祉課)
11	「社会を明るくする運動」の推進(再掲)	犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築くための全国的な運動である「社会を明るくする運動」を推進します。	「社会を明るくする運動」福生地区推進委員会を開催し、推進委員の構成員である24団体から出席を募ります。また、強調月間である7月には、保護司、市立中学生徒と協働で「駅頭啓発活動」を実施し、啓発グッズの配布により広報活動を行います。(再掲)	(再掲)	(再掲)	社会福祉課

第6期福生市地域福祉計画<62~63項>

基本目標3 適切な支援につなげる体制づくり

(1)総合的な相談体制の充実

No.	事業・施策	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)	計画(令和4年度)	所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	具体的な計画など	
1	健康相談の充実	保健師、栄養士等による「総合健康相談」の充実を図ります。	各種健康測定機器を用い、市民が幅広く健康状態を把握することで、効果的な健康相談を実施する。			健康課
2	福祉保健の相談体制の充実	福祉保健に関する様々な相談が身近なところで気軽にできるよう、窓口の充実に努めるとともに、相談体制のネットワーク化を推進します。	関係機関、関係部署と連携を強化し、福生市における地域包括支援体制の構築(重層的支援体制整備事業の実施)を検討します。			福祉保健部 (社会福祉課)
			関係部署とのケース会議等により、個々の支援を行います。また、相談支援事業を委託して実施します。			(障害福祉課)
			関係機関、関係者の相互理解と連携強化、相談内容に応じた窓口の整備に努めます。			(介護福祉課)
			安心して子育てができるよう妊娠中から子育て期間を通し、継続的な相談等をおこなうほか、状況に応じて適切な関係機関へ繋がるよう支援する。			(健康課)
			関係機関、関係者の相互理解と連携強化、相談内容に応じた窓口の整備に努めます。			子ども家庭部 (子ども育成課)

No.	事業・施策	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)	計画(令和4年度)	所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	具体的な計画など	
2	福祉保健の相談体制の充実	福祉保健に関する様々な相談が身近なところで気軽にできるよう、窓口の充実に努めるとともに、相談体制のネットワーク化を推進します。	子どもと家庭の総合相談の窓口として、各関係機関と連携しながら支援に努めます。また、子育てなんでも相談を実施し、市内サロン等を巡回し相談を受けます。			(子ども家庭支援課)
3	各学校における教育相談体制の充実	日常の学校生活はもとより、いじめや不登校問題等多様な相談に対応するため、全校に配置したスクールカウンセラーを活用し、各学校の教育相談体制を一層充実させます。	引き続き週1回、スクールカウンセラー事業を配置します。			教育支援課
4	女性悩みごと相談	女性専門カウンセラーによる相談を実施します。	市民へのPRに努め、関係機関と連携し、女性悩みごとの解決を支援します。			社会福祉課
5	丸ごと相談(断らない相談)の推進	関係機関等の連携を図り、どんな相談にも対応できるような相談支援体制の構築を目指します。	属性や世代を問わず包括的に相談を受け止め、複雑化・複合化した課題については多機関協働につなぐ相談支援体制を検討します。			福祉保健部 (社会福祉課)
			相談支援事業を実施するとともに、様々な相談に対応できるよう関係機関との連携を図ります。			(障害福祉課)
			関係機関等の連携を図り、地域包括支援センターで受けた総合的な相談を適切な支援につなぎます。			(介護福祉課)

No.	事業・施策	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)	計画(令和4年度)	所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	具体的な計画など	
5	丸ごと相談 (断らない相談) の推進	関係機関等の連携を図り、どんな相談にも対応できるような相談支援体制の構築を目指します。	定期的に関係機関との会議を実施する等し、相談支援体制を構築します。			(健康課)
			関係機関、関係者の相互理解と連携強化、相談内容に応じた窓口の整備に努めます。			子ども家庭部 (子ども育成課)
			相談に応じ必要な部署へつなぐ役割をいたします。			(子ども家庭支援課)

第6期福生市地域福祉計画<64~65項>

基本目標3 適切な支援につなげる体制づくり

(2)福祉情報の提供体制の充実

No.	事業・施策	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)	計画(令和4年度)	所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	具体的な計画など	
1	各種イベントの紹介	地域への愛着を高め、交流の機会を増やすため、広報等で地域の行事・イベント等の紹介を行っていきます。	社会福祉活動や生涯学習などの情報を掲載している「市民のひろば」を、広報ふっさのほか、市ホームページに掲載し、地域の代表的な行事やイベント、市民の身近な情報等を紹介していきます。			秘書広報課
2	相談員等の資質向上のための支援と周知	民生委員・児童委員をはじめとする相談員や各相談窓口の職員等に対してその資質の向上を支援していくとともに、市民への広報・周知を図り利用を促進します。	民生委員・児童委員に対して、現代を取り巻く課題について向き合う研修会等への参加を促し、より相談者に寄り添えるよう活動の支援をします。			福祉保健部 (社会福祉課)
			相談対応する職員が研修会に参加し、資質の向上を目指すとともに、広報、ホームページ等でPRし、相談支援の利用促進に努めます。			(障害福祉課)
			職員には積極的に研修への参加を促します。市民に相談先の周知を市広報等で行います。			(介護福祉課)
			研修等に積極的に参加し、職員の相談体制の質を向上させるとともに、相談窓口の周知を図ります。			(健康課)
			利用者支援員の資質の向上を図ります。			子ども家庭部 (子ども育成課)

No.	事業・施策	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)	計画(令和4年度)	所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	具体的な計画など	
2	相談員等の資 質向上のため の支援と周知	民生委員・児童委員をはじめとする相談員や各相談窓口の職員等に対してその資質の向上を支援していくとともに、市民への広報・周知を図り利用を促進します。	要保護児童対策地域協議会主催の講演会を開催し児童虐待未然防止や子育て支援等についての周知啓発に努めます。			(子ども家庭支援課)
3	子ども家庭支 援センター事業 の推進	子どもと家庭に関する総合相談など、児童を養育する家庭を支援するため、子育て支援の総合的な機能を持つセンターを目指します。	要保護児童等への適切な支援を図るため、要保護児童対策地域協議会を活用し、各関係機関と連携して対応します。			子ども家庭支援課
4	福祉保健サー ビスや施設の 情報提供	読みやすい広報紙づくりとともに、ホームページ等を活用し、福祉保健サービスや施設等の利用案内を充実させます。また、点字版やデジー版、SPコード付きのパンフレットの作成など、情報の入手が困難な市民への支援を強化します。	地域福祉やバリアフリーを普及・啓発するため、広報紙やホームページ等に記事を掲載します。また、情報の入手が困難な市民の方が必要とする情報が入手できるよう、窓口等にパンフレットやチラシを備え置き、案内を充実させます。			福祉保健部 (社会福祉課)
			広報・ホームページ・ガイドブック等により、障害福祉サービス等の利用案内を図ります。			(障害福祉課)
			広報紙だけでなくホームページ等でも周知を図ります。			(介護福祉課)
			市民への情報提供の際には、広報紙やホームページにおいて必要に応じてやさしい日本語やバリアフリーに配慮して表記するよう努めます。			(健康課)

No.	事業・施策	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)	計画(令和4年度)	所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	具体的な計画など	
4	福祉保健サービスや施設の情報提供	読みやすい広報紙づくりとともに、ホームページ等を活用し、福祉保健サービスや施設等の利用案内を充実させます。また、点字版やデジー版、SPコード付きのパンフレットの作成など、情報の入手が困難な市民への支援を強化します。	福生市公式LINEに子育て分野を掲載します。また、市HPの「子育てするなら ふっさ」セカンドトップページをリニューアルし、分かりやすい情報発信に努めます。			子ども家庭部 (子ども育成課)
			広報やホームページ等を活用し、各事業の周知を図ります。また、子育てハンドブックを作成し、わかりやすい子育て施策の情報発信をいたします。			子ども家庭支援課

第6期福生市地域福祉計画<66~67項>

基本目標3 適切な支援につなげる体制づくり

(3)地域福祉の推進体制の強化

No.	事業・施策	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)		計画(令和4年度)	
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由		具体的な計画など	所管課等
1	児童の健全育成対策の充実	家庭、地域住民、青少年問題協議会、青少年育成地区委員会、町会・自治会、学校、行政等関係機関の連携強化により、児童の健全育成対策の充実に努めます。	青少年問題協議会において、青少年の健全育成に関する課題についての講演会を実施します。また、夏休みに起こりやすい非行や問題行動を未然に防止するため、夏季対策パンフレットを作成し、市内小中学校の児童生徒や、町会・自治会及び各公共施設に配布します。				子ども育成課
			児童の健全育成対策の充実、パトロール体制の充実を図ります。				生涯学習推進課
2	地域福祉推進のマネジメントサイクルの確立	事業の実施状況等を公表し、事業の見直しや新たな事業の展開を行うことにより、地域福祉を推進します。	各課に対して、第5期地域福祉計画の進捗状況を調査し、地域福祉推進委員に報告を行い、結果を公表します。 また、各課に対して、第6期地域福祉計画の推進に係る令和3年度計画の作成依頼とその内容を公表します。				全課 (社会福祉課)
3	福祉保健施策の点検	施策を常に点検し、市民の視点に立ったサービスの提供、サービスの質の向上に努めます。	第5期地域福祉計画の進捗状況の調査結果を元に、各課に対して内容の確認を行い、施策の点検を行います。 また、当該結果を踏まえ、第6期地域福祉計画の進捗確認を行います。				福祉保健部 (社会福祉課)
			必要に応じてサービスの質の向上に努めます。				(障害福祉課)
			アンケートを実施し、サービスの質の向上に努めます。				(介護福祉課)

No.	事業・施策	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)	計画(令和4年度)	所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	具体的な計画など	
3	福祉保健施策 の点検	施策を常に点検し、市民の視点に立ったサービスの提供、サービスの質の向上に努めます。	市民や関係機関からの意見を参考に施策を見直し、市民サービスの向上に努めます。			(健康課)
			子ども・子育て支援事業計画(第2期)の進捗状況を把握します。			子ども家庭部 (子ども育成課)
			社会福祉協議会に委託し、ファミリー・サポート・センター事業を実施します。			(子ども家庭支援課)
4	社会福祉法人 との協働活動 の推進と支援	社会福祉協議会を支援することにより、福祉サービスの質の向上と量の確保を図ります。	地域福祉推進事業補助金を交付します。			介護福祉課
5	第三者サービス 評価制度の 活用	福祉サービスの向上を図るため、第三者による評価制度活用を促進します。	福祉サービス第三者評価制度の周知等に努めます。			福祉保健部 (社会福祉課)
			日中活動系、共同生活援助、短期入所の各サービスにおいて、第三者評価の受審を促進します。			(障害福祉課)

No.	事業・施策	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)	計画(令和4年度)	所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	具体的な計画など	
5	第三者サービス評価制度の活用	福祉サービスの向上を図るため、第三者による評価制度活用を促進します。	広報紙だけでなくホームページ等でも周知を図ります。			(介護福祉課)
			認可保育園で第三者評価を実施した場合、経費の一部を給付費加算として支給します。			子ども家庭部 (子ども育成課)
6	権利擁護・成年後見制度等の利用促進(再掲)	判断能力が十分でない人も地域で安心して暮らすことができるよう、相談体制等の整備や権利擁護・成年後見制度等の利用促進に努めます。	成年後見制度の中核機関として、「成年後見センター福生」の運営業務を福生市社会福祉協議会へ委託します。(再掲)	(再掲)	(再掲)	社会福祉課
			判断能力が十分でない障害者が地域で安心して暮らすことができるよう、「成年後見センター福生」へつなげるよう支援を行います。(再掲)	(再掲)	(再掲)	福祉保健部 (障害福祉課)
			成年後見制度に関わる研修会等を実施します。(再掲)	(再掲)	(再掲)	(介護福祉課)
			支援対象者に対し、必要に応じて権利擁護や成年後見制度の説明をし、利用促進を図ります。(再掲)	(再掲)	(再掲)	子ども家庭部 (子ども家庭支援課)

第6期福生市地域福祉計画<69~78項>

基本目標2 支援が必要な人を支える地域づくり (3) 人権尊重と権利擁護の充実

福生市成年後見制度利用促進基本計画 (1) 地域連携ネットワークの中核機関の整備

No.	事業・施策	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)		計画(令和4年度)		所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由		具体的な計画など		
1	中核機関の設置	平成21年度に成年後見制度推進機関として設置した「成年後見センター福生」(福生市社会福祉協議会へ委託)を中核機関として位置づけ、地域連携ネットワークをコーディネート(整備)していくほか、成年後見制度を推進するための機能・役割を担っていきます。	「成年後見センター福生」を成年後見制度の中核機関として位置づけます。 また、地域連携ネットワークの整備、制度の推進を支援します。					社会福祉課
2	中核機関の機能の推進	中核機関としての機能(広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能等)の推進を図ります。	令和3年度については、特に、中核機関が設置されたことについて、市民の方等へ周知(広報)することに重点を置き推進します。					社会福祉課

第6期福生市地域福祉計画〈69～78項〉

基本目標2 支援が必要な人を支える地域づくり (3) 人権尊重と権利擁護の充実

福生市成年後見制度利用促進基本計画 (2) 成年後見制度及び相談窓口の普及、啓発

No.	事業・施策	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)	計画(令和4年度)	所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	具体的な計画など	
1	中核機関の「広報機能」の構築	市民への勉強会や関係機関への研修会等の実施をするほか、本人向け、家族や地域住民向け、金融機関や市の関係各課(社会福祉課・高齢福祉課・障害福祉課等)の窓口向けなど、対象者別のパンフレットやチラシ、広報を作成・配布し、成年後見制度の啓発及び中核機関(「成年後見センター福生」)の周知を行います。	成年後見制度の中核機関である「成年後見センター福生」の周知チラシを作成、配布します。また、成年後見制度の概要がわかるチラシも作成、配布します。			社会福祉課
2	中核機関の「相談機能」の構築	成年後見制度の利用に関する相談に対応する体制を構築します。市長申立てを含め権利擁護に関する支援が必要なケースについて、関係者からの相談に応じ、情報を集約するとともに、専門職等で構成される「検討・支援会議」にて、権利擁護及び後見等ニーズの精査と必要な見守り体制に係る調整を行います。	「成年後見センター福生」にて月1回「検討・支援会議」を開催し、権利擁護に関する支援が必要なケースについて、支援の方法に係る調整を行います。			社会福祉課

第6期福生市地域福祉計画〈69～78項〉

基本目標2 支援が必要な人を支える地域づくり (3) 人権尊重と権利擁護の充実

福生市成年後見制度利用促進基本計画 (3) 成年後見等市長申立てと利用助成の実施

No.	事業・施策	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)		計画(令和4年度)	所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	具体的な計画など		
1	市長申立ての実施	成年後見制度を利用したくても、自ら申し立てることが困難な場合や、身近に申し立てる親族がない等の理由により制度を利用できない方に対して、市の担当各課が申し立ての支援を行います。中核機関は、当該申立てに対し市の担当各課と連携し、情報整理、受任者調整等の支援を実施します。	本人や親族による申立が困難なケースについて、ケースとの関わりが深い市の担当各課にて首長申立を行います。中核機関である「成年後見センター福生」は、担当各課の申立支援に際し、受任者調整、親族調査及び申立書類作成等の支援を実施します。				社会福祉課
2	申立費用の助成	家庭裁判所への申立てに係る経費が負担できない等、経済的な理由により成年後見制度を利用できない人を支援します。	申立に係る経費の助成を行うため、令和3年度は要綱等の見直しを行い、令和4年度に予算要求します。				社会福祉課
3	報酬費用の助成	経済的な理由で成年後見人等への報酬を負担できない成年被後見人等を支援します。	成年後見人等へ報酬費用助成について、要件を満たす成年被後見人に対し助成を行います。 また、必要な人に支援が届くよう、当該制度について周知します。				社会福祉課

第6期福生市地域福祉計画<79~88項>

基本目標2 支援が必要な人を支える地域づくり (4)安全安心な地域づくりの推進

福生市再犯防止推進計画 (1)就労、住居の確保等

No.	事業・施策	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)	計画(令和4年度)	所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	具体的な計画など	
1	生活困窮者自立相談支援	生活と就労に関する支援員を配置しワンストップ型の相談窓口により、生活困窮者が社会的、経済的に自立できるよう、一人ひとりの状況に応じた自立支援プランを作成し、支援を行います。また、本人の状況に応じて、東京都の制度である「東京都若者総合相談センター 若ナビα」や「TOKYOチャレンジネット」等の支援窓口と連携を図ります。	犯罪をした者等が来所した場合、その背景を考慮した上で就労支援や必要な情報の提供、助言を行い、社会的・経済的に自立できるよう支援していきます。			社会福祉課
2	高齢者の就労支援	高齢者が生きがいをもって社会参加できるよう、また就労の場の確保を図るために、福生市シルバー人材センターの活動を支援します。	公益社団法人福生市シルバー人材センターに運営に関する補助金を交付し、高齢者の就業の拡大及び、研修の充実に努めます。			介護福祉課
3	就業相談	市民を対象にハローワーク(公共職業安定所)と連携し、毎月1回出張相談を実施します。	毎月第3水曜日にハローワーク出張相談を実施します。			シティセールス推進課
4	就業支援	ハローワーク及び東京しごとセンター多摩と共催で就職面接会等の就業支援を行います。	ハローワーク及び東京しごとセンター多摩と共催で年に1回ごとの就職面接会を開催します。			シティセールス推進課
5	住居確保給付金の支給	離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがあるものに対し、就労支援と住居確保給付金を支給することにより、安定した住居の確保と就労自立を図ります。	犯罪をした者等が来所した場合、その背景を考慮した上で、住居確保給付金の申請に係る窓口相談を行います。住宅確保給付金の支給により、常用就職に向けた支援を行っていきます。			社会福祉課

No.	事業・施策	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)	計画(令和4年度)	所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	具体的な計画など	
6	市営住宅への入居	市営住宅を整備し、住宅に困窮している方で、所得が法令で定められた基準内の方に市営住宅を提供します。	公営住宅法や市営住宅条例に基づき、適切な提供を行います。			まちづくり計画課
7	高齢者住宅入居	高齢者住宅の確保のため高齢者住宅(シルバーピア)を市内に設置し、高齢者の福祉の向上を図ります。	生活協力員による見守りを実施し、関連機関と連携し、入居者の生活環境を整えます。			介護福祉課
			現状の戸数を適切に維持管理しながら、高齢者の福祉の向上を図ります。			まちづくり計画課
8	高齢者居住支援特別給付事業	高齢者の居住の安定と福祉の向上を図るため、家賃の一部を助成します。	広報紙だけでなくホームページ等でも周知を図ります。			介護福祉課

第6期福生市地域福祉計画<79~88項>

基本目標2 支援が必要な人を支える地域づくり (4)安全安心な地域づくりの推進

福生市再犯防止推進計画 (2)保健医療・福祉サービスの利用の促進等

No.	事業・施策	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)	計画(令和4年度)	所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	具体的な計画など	
1	関係機関と連携したサービスの利用	高齢者や障害者、適切な支援がなければ自立した社会生活を送ることが困難な者等が必要とする保健医療・福祉サービスなどの利用につながるよう、関係機関と連携・支援します。	相談者の状況把握に努め、適切な支援等につながる様に関係機関と連携を深めます。 また、関係機関との情報共有を定期的に行います。			福祉保健部 (社会福祉課)
			相談支援事業等により関係機関と連携して、障害福祉サービス等の利用支援を行います。			(障害福祉課)
			介護保険サービスだけでなく、関係機関と調整し、必要なサービスが受けられるよう連携します。			(介護福祉課)
			定期的に会議を実施する等、関係機関との連携を強化し、市民への支援の充実を図ります。			(健康課)

第6期福生市地域福祉計画<79~88項>

基本目標2 支援が必要な人を支える地域づくり (4)安全安心な地域づくりの推進

福生市再犯防止推進計画 (3)学校等と連携した修学支援の実施等

No.	事業・施策	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)	計画(令和4年度)	所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	具体的な計画など	
1	生活困窮者自立支援事業における子どもの学習支援(まなぶーす ふっさ)	経済的な事情により学習塾に通うことが困難な小学4年生から中学3年生を対象に、一人ひとりの学力に合わせた学習支援や安心して通える居場所の提供を行います。	生活困窮家庭の子どもに対して、学習支援事業を実施し、学習支援及び居場所の提供を行います。			社会福祉課
2	民生委員・児童委員の見守り	学校や地域の情報提供に基づき、今後支援が必要になる可能性があると思われる児童等に対して、継続的な見守りを実施しています。	学校・地域住民から得た児童等の情報や地域の不審者情報等を地区の民生委員・児童委員に連携し、継続的に見守りが出来るよう支援します。			社会福祉課
3	保護司等と学校関係者の連携・協力体制構築の支援	保護司等が学校関係者と日常的な連携・協力体制を構築できるよう支援します。	各保護司の担当学区及び保護司と学校関係者の連携状況を把握します。			社会福祉課

第6期福生市地域福祉計画<79~88項>

基本目標2 支援が必要な人を支える地域づくり (4)安全安心な地域づくりの推進

福生市再犯防止推進計画 (4)民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等

No.	事業・施策	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)		計画(令和4年度)		所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由		具体的な計画など		
1	民間協力者の活動に関する広報の充実	市のホームページや広報紙を活用し、民間協力者の活動について周知し、市民への理解促進に努めます。	市広報紙・ホームページ及び市内公共施設にて、保護司、更生保護女性会をはじめとした民間協力者の活動を周知します。					社会福祉課
2	民間協力者の活動に関する各種情報の収集及び提供	民間協力者が活動を円滑に行うために必要となる各種情報の収集及び提供に努めます。	活動に関連した国・都通知等の各種情報を、保護司、更生保護女性会をはじめとした民間協力者に対して提供します。					社会福祉課
3	民間協力者の活動支援	民間協力者のうち、地域の更生保護、再犯防止等の中心的な役割を担う「保護司」に対して、謝礼を支払うなどして活動を支援します。 また、保護観察協会を通じた活動の支援を行います。	保護司に対し、毎月謝礼を支払い、また、会議や研修等の民間協力者の活動を支援します。					社会福祉課
4	民間協力者の活動の場の提供	会議室等の貸与等を行うことで、民間協力者の活動に係る会議や研修の実施を支援します。 また、「保護司」が保護観察対象者と面接を行うための場所を提供する等の支援を行います。	保護司面接用の部屋を確保し、面接実施場所を提供します。保護司その他の民間協力者による会議・研修用の部屋の確保及び会場準備支援を行います。					社会福祉課
5	「社会を明るくする運動」の推進	「社会を明るくする運動」福生地区推進委員会及び保護司等と連携し、社会を明るくする運動を推進します。	「社会を明るくする運動」の実施にあたり、推進委員会の会場準備、開催通知の送付、講師調整等を行います。また「強調月間」にあたり、保護司会と協働で「駅頭活動」を行います。					社会福祉課
6	市民の理解・関心のための広報・啓発	「社会を明るくする運動」の強調月間である7月に、市のホームページや広報紙、情報メール、横断幕、ポスター、のぼり旗等を活用し再犯防止等についての広報活動を集中的に行います。	市ホームページ、広報紙、情報メールによる広報活動を行います。 横断幕、ポスター、のぼり旗の設置による広報活動を行います。					社会福祉課

No.	事業・施策	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)	計画(令和4年度)	所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	具体的な計画など	
7	「社会を明るくする運動」福生地区推進委員会の開催	7月の「社会を明るくする運動」強調月間・再犯防止啓発月間を迎えるにあたり、「社会を明るくする運動」福生地区推進委員会を開催します。	強調月間開始前に、「社会を明るくする運動」福生地区推進委員会を開催します。			社会福祉課
8	鉄道各駅における啓発活動	毎年7月当初に保護司等と連携し、地域住民とともに市内の鉄道各駅において、乗降客に対する駅頭啓発活動を行います。	7月1日に保護司会と協働で、福生駅・牛浜駅にて「駅頭啓発活動」を実施します。			社会福祉課

第6期福生市地域福祉計画<79~88項>

基本目標2 支援が必要な人を支える地域づくり (4)安全安心な地域づくりの推進

福生市再犯防止推進計画 (5)国・民間団体等との連携強化等

No.	事業・施策	内容	計画(令和3年度)	実績(令和3年度)	計画(令和4年度)	所管課等
				A、Bは実施内容 C、D、Eはその理由	具体的な計画など	
1	再犯防止等の 推進に向けた 連携強化	法務省が主催する市町村再犯防止等推進会議に参加し、再犯防止等の推進に関する政策の企画、実施、課題等について協議を行い連携の強化を図ります。	法務省等主催の「市町村再犯防止等推進会議」等に参加します。			社会福祉課
2	地域団体等の 連携強化	地域住民と深く関わりのある福生市町会長協議会や福生市民生委員・児童委員協議会等の関係団体と情報共有を行い、地域における課題等を把握することで、「すべての人が、住み慣れた地域の中で安心して明るく心健やかに暮らせる、人と人とのつながり・支え合いのあるまちづくり」に寄与することに努めます。	「社会を明るくする運動」福生地区推進委員会を開催し、推進委員の構成員である24団体から出席を募り、課題の共有や連携強化に努めます。			社会福祉課